

インターネット公売のお知らせ

日本年金機構(年金事務所)では、社会保険料を徴収するために、国税滞納処分の例により差し押さえた各種財産の公売を実施しています。公売は原則としてどなたでも参加できます。

今回、次の財産を公売しますので、公売への参加(入札)を検討される場合には、公売に関する注意事項を必ずお読みいただき、ご不明の点などありましたら、下記の問い合わせ先までご連絡ください。

公売公告 3 号		公売参加申込期間		令和8年7月9日(木)13時00分から令和8年7月21日(火)23時00分まで																									
売却区分番号 新宿01号		公売(入札)期間		令和8年7月27日(月)13時00分から令和8年8月3日(月)13時00分まで																									
公売の場所	KSI官公庁オークションサイト (https://kankocho.jp)	公売の方法	インターネット公売による 期間入札	公売保証金	300,000円																								
見積価額(最低公売価格)		2,980,000円																											
公売財産		【土地】 <table><tr><td>所 在</td><td>地番</td><td>地目</td><td>地積</td></tr><tr><td>賀茂郡河津町見高字太田</td><td>57番5</td><td>宅地</td><td>47.79㎡</td></tr><tr><td>賀茂郡河津町見高字太田</td><td>57番6</td><td>宅地</td><td>380.63㎡</td></tr><tr><td>賀茂郡河津町見高字太田</td><td>57番7</td><td>宅地</td><td>176.94㎡</td></tr><tr><td>賀茂郡河津町見高字太田</td><td>57番17</td><td>宅地</td><td>113.67㎡</td></tr><tr><td>賀茂郡河津町見高字太田</td><td>58番29</td><td>宅地</td><td>49.18㎡</td></tr></table> 【建物】 所 在： 賀茂郡河津町見高字太田57番地6、57番地7、57番地5 家屋番号： 57番6 種 類： 寄宿舍 構 造： 木・鉄骨造スレート葺3階建て 床 面 積： 1階285.40㎡ 2階334.44㎡ 3階149.05㎡				所 在	地番	地目	地積	賀茂郡河津町見高字太田	57番5	宅地	47.79㎡	賀茂郡河津町見高字太田	57番6	宅地	380.63㎡	賀茂郡河津町見高字太田	57番7	宅地	176.94㎡	賀茂郡河津町見高字太田	57番17	宅地	113.67㎡	賀茂郡河津町見高字太田	58番29	宅地	49.18㎡
所 在	地番	地目	地積																										
賀茂郡河津町見高字太田	57番5	宅地	47.79㎡																										
賀茂郡河津町見高字太田	57番6	宅地	380.63㎡																										
賀茂郡河津町見高字太田	57番7	宅地	176.94㎡																										
賀茂郡河津町見高字太田	57番17	宅地	113.67㎡																										
賀茂郡河津町見高字太田	58番29	宅地	49.18㎡																										
売却決定の日時		令和8年8月24日(月) 14時00分																											
買受代金の納付の期限		同上																											

○ 入札に参加される場合

- ・入札する場合は、必ず「日本年金機構インターネット公売ガイドライン」をお読みください。
なお「日本年金機構インターネット公売ガイドライン」に同意しない者は、インターネット公売に参加できません。
- ・公売財産についてはあらかじめその現況及び関係公簿等を確認してください。

○ 公売財産について

- ・買受人は、瑕疵担保責任を追及できず、買受け後の保証もありません。
- ・執行機関は、公売財産(不動産)の引渡義務を負いません。

○ 入札の参加資格等について

- ・入札は法人・個人を問いませんので、どなたでも参加できます。
(ただし、国税徴収法第92条及び第108条に該当する方は公売への参加を制限されます。)
- ・代理人が入札する場合又は法人名で入札する場合であって代表権限がない者が入札する場合は、入札に先立って委任状の提出が必要です。

《お問い合わせ先》

日本年金機構 新宿年金事務所
TEL: 03-3354-5048(音声案内④→①) (平日8:30~17:15)
担当 厚生年金特別徴収対策課 加藤



日本年金機構
Japan Pension Service